

○大阪府警察情報処理能力検定規程

平成12年8月25日本部訓令第23号

大阪府警察情報処理能力検定規程（平成5年大阪府警察本部訓令第24号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、情報処理能力検定に関する訓令（平成5年警察庁訓令第1号）の規定に基づき、大阪府警察職員（非常勤職員を除く。以下「職員」という。）の情報処理能力検定（以下「能力検定」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（能力検定の目的）

第2条 能力検定は、職員の情報処理に関する能力を検定することにより、情報処理に関する知識及び技能の向上に資することを目的とする。

（能力検定の級位）

第3条 能力検定の級位は、初級、中級及び上級とする。

（能力検定の実施）

第4条 初級及び中級の能力検定は、年1回以上実施するものとする。

2 警務部長は、初級及び中級の能力検定を実施するときは、あらかじめ実施日時、実施場所その他能力検定の実施に関し必要な事項を別途示達するものとする。

3 上級の能力検定の実施については、警察庁長官の定めるところによる。

（能力検定の対象となる知識及び技能）

第5条 能力検定の対象となる知識及び技能は、別表第1のとおりとする。

（試験の対象となる事項）

第6条 能力検定の試験の対象となる事項は、別表第2のとおりとする。

（合格基準）

第7条 初級及び中級の能力検定については、正解がその試験問題の6割以上に達した者を合格者とする。

（合格者台帳への登載等）

第8条 警務部長は、初級及び中級の能力検定の合格者を情報処理能力検定合格者台帳に登載するものとする。

2 警務部長は、初級及び中級の能力検定の結果を受検者の所属長に通知するものとする。

（能力検定の特例）

第9条 能力検定の下位の級を取得せずに上位の級を取得した者は、下位の級を取得した者とみなす。
2 職員のうち、次の各号に掲げる者については、能力検定を実施せず、初級又は中級の能力検定に合格したものとみなす。

（1） 情報処理能力検定に関する訓令に基づき警察庁又は他府県警察が実施する能力検定の初級又は中級の合格者

（2） 警務部長が初級又は中級の能力検定の対象となる知識及び技能を有すると認める者

3 前条の規定は、前項各号に規定する者について準用する。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成12年8月25日から施行する。

（大阪府警察文書管理規程の一部改正）

2 大阪府警察文書管理規程（昭和58年大阪府警察本部訓令第34号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（大阪府警察人事資料取扱規程の一部改正）

3 大阪府警察人事資料取扱規程（平成4年大阪府警察本部訓令第31号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（経過措置）

4 この訓令施行の際現に改正前の大阪府警察情報処理能力検定規程の規定により、情報処理能力検定の初級又は中級を取得している者は、改正後の大阪府警察情報技術検定規程の規定により情報技

術検定の能力検定の初級又は中級を取得した者とみなす。

附 則（平成18年7月7日本部訓令第26号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成18年7月7日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令施行の際現に改正前の大阪府警察情報技術検定規程の規定によりハイテク捜査技能検定に合格した者は、改正後の大阪府警察情報技術検定規程の規定によりサイバー犯罪捜査技能検定に合格した者とみなす。

附 則（平成21年7月17日本部訓令第24号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成21年7月17日から施行する。

（経過措置）

6 附則第2項の規定による改正前の大阪府警察情報技術検定規程第3条第2号のサイバー犯罪捜査技能検定に合格した者のうち、生活安全部長が警察本部長の承認を得て定めるところにより行う第4条第1号及び第5号に掲げる事項に関する試験に合格したものは、この訓令の規定によるサイバー犯罪捜査実務検定に合格した者とみなす。

附 則（平成24年3月30日本部訓令第14号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月20日本部訓令第31号）

この訓令は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成27年7月31日本部訓令第27号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成27年8月1日から施行する。

（大阪府警察公印管理規程の一部改正）

2 大阪府警察公印管理規程（平成13年大阪府警察本部訓令第27号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則（平成28年3月25日本部訓令第14号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月29日本部訓令第20号）

この訓令は、平成29年9月29日から施行する。

附 則（平成30年1月26日本部訓令第4号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成30年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現に改正前の大阪府警察情報処理能力検定規程の規定により作成された情報処理能力検定合格者名簿は、改正後の大阪府警察情報処理能力検定規程の規定により作成された情報処理能力検定合格者台帳とみなす。

附 則（令和4年3月30日本部訓令第9号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

級位	知識及び技能
初級	1 警察における情報セキュリティに関する訓令（平成15年警察庁訓令第3号）第2条第5号に定める警察情報システム及び大阪府警察において警察業務に係る情報の処理を行うその他の電子計算機（以下「情報システム等」という。）の基本的な操作に必要な知識及び技能 2 情報処理業務に係る各種法令等及び情報セキュリティに関する知識であって、情報システム等の基本的な操作に必要なもの
中級	1 情報処理に関する技術を利用した業務改善の実施又は上司の指導の下における情

	<p>報システム等の設計、開発、整備及び運用に必要な知識及び技能</p> <p>2 情報処理業務に係る各種法令等及び情報セキュリティに関する知識であって、業務で利用するソフトウェアの応用及び情報システム等の操作について所属における指導員として必要なもの</p>
上級	<p>1 情報システム等の設計、開発、整備、運用、管理及び監査を自ら行うことが可能な知識及び技能</p> <p>2 情報処理業務に係る各種法令等及び情報セキュリティに関する知識であって、情報システム等の設計、開発、整備、運用、管理及び監査に必要なもの</p>

別表第2（第6条関係）

試験の対象となる事項		出題範囲			
		初級	中級	上級	
1	情報処理における各種法令等に関する知識	(1) 個人情報の保護に関すること。	○	○	○
		(2) 警察情報セキュリティポリシー（警察における情報セキュリティに関する訓令及びこれに基づいて定められた情報セキュリティに関する事項をいう。）に関すること。	○	○	○
		(3) 警察情報管理システムに係る各種規程に関すること。	○	○	○
		(4) その他関連法規に関すること。	○	○	○
2	コンピュータシステムに関する知識	(1) ハードウェア及びシステムに関すること。	○	○	○
		(2) ソフトウェアに関すること。	○	○	○
		(3) ネットワークに関すること。	○	○	○
		(4) データベースに関すること。	○	○	○
		(5) 情報セキュリティに関すること。	○	○	○
3	アプリケーションの利用に関する知識（オフィスツールに関するもの）	○			
4	アプリケーションに関する知識（マークアップ言語及びマクロに関するもの）及びプログラミングに関する基礎的知識		○		
5	プログラミングに関する知識			○	
6	システム開発及び管理に関する知識	(1) 設計に関すること。			○
		(2) テストに関すること。			○
		(3) 開発管理に関すること。			○
		(4) システム監査に関すること。			○